



浦添市公告第71号

島桑による観光・産業振興事業について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第32条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月25日

浦添市長 松本 哲治



随 意 契 約 の 事 前 公 表

1 契 約 件 名	島桑による観光・産業振興事業委託契約
2 契 約 内 容	(1)事業に要する桑園の造成・管理・収穫 事業に要する農地を確保し、育苗・桑木を植えつけ、栽培管理・収穫、養蚕を行う。 (2)桑を用いた商品開発の調査及び研究 桑関連商品の開発、製造、改良、それに係る研究等及び桑の品種改良等を行う。 (3)開発商品の販売促進、プロモーション 新規取引先(個人含む)への営業、既存取引先への営業、商品の在庫管理、販売促進、PR活動、事業商品の営業、分析、改善を行う。 (4)定例報告会議 四半期毎(4月、7月、10月、1月)及び浦添市または受託事業者が求めた月に定例報告会を開催する。
3 契約の相手方の決定方法	選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する。
4 選 定 基 準	(1)地方自治施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 (2)本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3)本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4)臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 申 請 方 法	見積書提出による
6 契 約 担 当 課	浦添市 市民部 経済観光局 産業振興課 電話番号：(098)876-1234 (内線：3164)